

「魚津総合公園賑わい創出に向けたパートナーシップ構築事業」 実施に向けた『個別型サウンディング調査』を実施します

～実施要領～

魚津市及び魚津市施設管理公社では、現在、指定管理者として指定を受ける魚津市施設管理公社と民間事業者とのパートナーシップを構築した上で、魚津総合公園の活性化と賑わい創出に向けた取組等の実施可能性を検討しています。

上記を踏まえ、「個別型サウンディング調査」を実施し、今後の方針の参考としたいと考えております。ぜひともご参加ください。

1 調査の名称

「魚津総合公園賑わい創出に向けたパートナーシップ構築事業」の実施に向けた『個別型サウンディング調査』

2 調査の対象

魚津総合公園

3 サウンディング実施者

魚津市及び魚津市施設管理公社

4 調査の目的

魚津総合公園は、公園内に立地する魚津水族館のオープンと合わせて、昭和56年4月に供用開始がなされ、主な施設として、ふれあい広場、冒険広場、イベント広場、レストハウス、無料休憩所などが立地しているほか、昭和57年4月には遊戯施設である「ミラージュランド」が、その後「ミラージュプール」、「ミラージュハウス」を整備が進められてきており、富山県内のみならず近県からも来場者を迎える本市の観光・交流において極めて大きな役割を担う施設となっています。

その一方で、現在では、各種施設の老朽化の問題や利用者の伸び悩み、ミラージュランドと魚津水族館との一体性の希薄さ、公園来訪者に対する飲食等のファシリティの不備、季節・天候に左右される運営等について、課題が指摘されているところです。

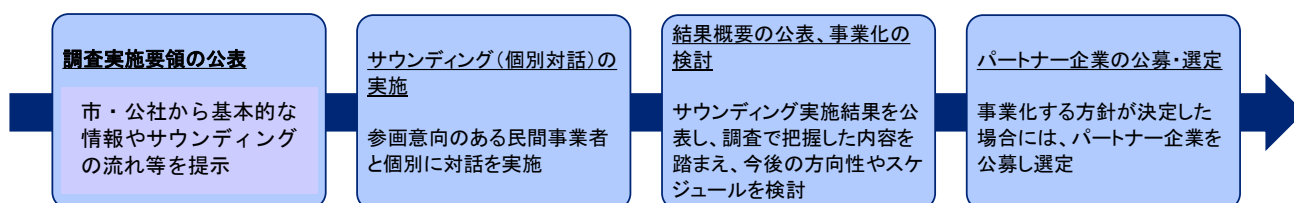
そこで、魚津市では、平成30年2月に「魚津官民連携地域プラットフォーム」においてワークショップを開催するとともに、平成30年9月には国土交通省が主催による「ブロックプラットフォーム サウンディング」への参加を通じ、官民連携事業の可能性等について、民間事業者より意見等をいただいていたところでした。

引き続き、民間事業者の方々より、より具体性のあるご提案の提示や意見交換等を行い

たいため、魚津官民連携地域プラットフォームにおいて「個別型サウンディング調査」を実施いたします。

今回の調査においては、魚津総合公園を対象として、現在指定管理者の指定を受ける魚津市施設管理公社とパートナーシップを構築の上、賑わい創出に向けたソフト事業等を展開する事業の実施に係るアイデアや参加に必要な条件等について、民間事業者の皆さまからご意見等を伺うこととします。

【個別型サウンディング調査の流れ】



5 対話の内容 ※ 施設の概要及びスキームの概要については、別添「魚津総合公園の概要と事業の実施イメージ」を参照してください。

(1) にぎわい創出に向けたアイデアについて

- ・ 魚津総合公園のにぎわい創出、集客増加、収益力向上に向けた取組に対するアイデア
- ・ 取組み実施にあたって想定される収入増加の水準について

(2) スキームについて

- ・ 現在の指定管理者との間で「パートナーシップ契約」を締結するスキームの考え方について
- ・ 固定収入とプロフィットシェアによる支払いスキームの考え方について
- ・ 現在の指定管理者から支払われる固定的な支払い（固定収入）の必要規模、水準について
- ・ プロフィットシェアの割合について（公社が費用を支出する取組、事業者が自主事業として実施する取組の別に）

6 対話参加の申し込み（要・事前申込）

対話への参加を希望される事業者は、別添「エントリーシート」に必要事項を記入し、申込期間内に e-mail または郵送にてご提出ください。なお、e-mail にて申込を行う場合には、e-mail の件名は【対話参加申込】としてください。なお、対話実施対象者は、法人または法人のグループに限ります。

<申込期間> 平成 30 年 11 月 8 日（木）～12 月 10 日（月）午後五時まで

<対話実施予定期間> 平成 30 年 12 月 17 日（月）～12 月 21 日（金）

午前 9 時から午後 5 時まで。30 分～1 時間程度を予定しています。

7 スケジュール（予定）

日程	内容
平成 30 年 11 月 8 日（木）	実施要領の公表
12 月 10 日（月）	対話への参加申込締め切り（エントリーシートの提出）
12 月 11 日（火）～14 日（金）	対話実施日時及び場所の連絡
12 月 17 日（月）～21 日（金）	対話の実施
平成 31 年 1 月中旬	対話実施結果の公表

8 留意事項 ※必ずご確認の上、参加ください。

（1）参加の取扱い

対話への参加実績は、今後、公募等の条件になることはなく、また、公募時に優位性を持つものではありません。

（2）対話に関する費用及び説明資料の提出

資料作成費を含め、対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。説明資料等の提出は特に求めません。必要に応じ、対話当日にご持参ください。

（3）追加での対話へのご協力

必要に応じ、追加での対話（文書での照会を含む）を実施させていただくことがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

（4）実施結果の公表

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。公表にあたっては、参加された事業者にあらかじめ内容の確認を行います。また、参加された事業者の名称は公表しません。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する者は、対話に参加することができません。

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他構成員又は当該構成員を含む団体

イ 魚津市暴力団排除条例（平成 24 年魚津市条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団、同上第 2 号に規定する暴力団員等

ウ 富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 14 条に違反している事実がある者

9 申し込み・連絡先

課・担当 魚津市産業建設部 都市計画課 計画公園係
所 在 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号
電話番号 0765(23)1030
e-mail toshikeikaku@city.uozu.lg.jp